

平成24年第5回邑南町議会定例会(第4日)会議録

1. 招集月日 平成24年 8 月 22 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成24年 9 月 7 日(金) 午前 9 時 30 分
散会 午前 11 時 4 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明				

7. 欠席議員 1 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
16 番	松 本 正						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
危機管理課長	細 貝 芳 弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄
情報推進課長	小 林 雅 博	町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二
福祉課長	飛 弾 智 徳	農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	日 高 始
建設課長	森 上 寿	水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠
会計管理者	安 原 賢 二	瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	田 中 節 也
生涯学習課長	森 岡 弘 典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
13 番	三 上 徹	14 番	長谷川 敏 郎

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第5回邑南町議会定例会議事日程(第4日)

平成24年 9 月 7 日(金) 午前 9 時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

- 議案第 71 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 72 号 平成23年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73 号 平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74 号 平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75 号 平成23年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76 号 平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77 号 平成23年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78 号 平成23年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79 号 邑南町防災会議条例の一部改正について
- 議案第 80 号 邑南町災害対策本部条例の一部改正について
- 議案第 81 号 邑南町下水道条例の一部改正について
- 議案第 82 号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について
- 議案第 83 号 邑南町健康センター基金条例の制定について
- 議案第 84 号 邑南町日本一の子育て村推進本部設置条例の制定について
- 議案第 85 号 財産の取得について
- 議案第 86 号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
- 議案第 87 号 平成24年度邑南町一般会計補正予算第3号について
- 議案第 88 号 平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第 89 号 平成24年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第 90 号 平成24年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第 91 号 平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第 92 号 平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について
- 議案第 93 号 平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

平成24年第5回邑南町議会定例会(第4日)会議録

平成24年 9 月 7 日(金)

—— 午前 9 時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

## 開議宣告

- 屋原事務局長(屋原進) おはようございます。本日、議長が療養のために欠席されております。これにつきましては、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うことになっております。石橋副議長には、議長席にお着きいただきますようお願いいたします。

(石橋副議長「議長席に着席」)

- 副議長(石橋純二) おはようございます。議長が欠席されておりますので、私が議長の職務を務めさせていただきます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、平成24年第5回邑南町議会定例会第4日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらため、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 副議長(石橋純二) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。13番三上議員、14番長谷川議員、お願いいたします。

~~~~○~~~~

## (事件等訂正の申し出)

- 議長(松本正) 先ほど、執行部から、9月4日に提出されました議案第81号邑南町下水道条例の一部改正について訂正の申し出がなされました。これにつきまして説明を求めます。

- 上田水道課長(上田英至) 番外。

- 副議長(石橋純二) 上田水道課長。

- 上田水道課長(上田英至) 議案第81号邑南町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、数字の。議案第81号邑南町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、数字の区切りの標記の訂正をお願いしたいと思います。訂正か所につきましては、27号1.4—ジオキサンの1.4を1なかぐろ4に訂正するものでございます。よろしくお願いいたします。

- 副議長(石橋純二) ここでお諮りをいたします。議案第81号邑南町下水道条例の一部改正の訂正につきまして、申し出のとおり、これを許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって訂正の申し出のとおり、これを許可することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案の質疑

- 副議長(石橋純二) 日程第2、議案の質疑。これより議案第71号から議案第93号までの質疑を行います。始めに、議案第71号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際、あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) 無いようでございますので、議案第71号の質疑を終わります。続きまして、議案第72号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

- 副議長(石橋純二) はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** ええと、あのう、連合審査でも指摘した問題の2点について改めて質問をいたします。一つは生活相談員の問題ですけれども、あのう、まあ、質疑で明らかになったように非常に高い相談員の報酬であると。教育委員長の2倍にも及ぶ年報酬であるということですが、あのう、この点について一つは同和対策事業、その後の地域改善対策特別措置法が2002年に終了して、基本的には残事業の終了ということですが、それでも、なおかつ、今事業として継続されているということは、まあ、法の趣旨からいってもおかしいのではないかというふうに思います。例えば長野県ではですね、あのう、県でこの生活、当時平成16年ごろにはですね、まだ事業が続いていたわけですが、相当のところで事業を止めています。で、長野県の各市町村における生活相談員事業、括弧、部落解放専門推進員というような形で、あのう、文言にも出てくるような形です。ですから明確に生活相談員の事業というのは、事実上、同和対策事業を継続してゐるのではないかというふうにみなされることになるのではないかと。だからその点でやっぱしおかしいし、一般施策に移行するべきだというふうに思います。そしてまた、あのう、担当課長は、県からのいろんな資料に基づいて計算したお金を出しているというようにおっしゃいました。しかしこれは近隣の町で川本町ですが、例えば平成19年に年間165件という相談を受け、例えば平成15年には300、15年に303件、平成16年352件というような大量の相談を受け。これは2人でやってらっしゃいますが、その報酬は2人で39万6千円です。邑南町の半分ですね。ですから本当にその課長がおっしゃってる、その2人で84万という、という報酬が適切かどうかということについて2点お伺い、この問題ではお伺いします。それからもう一点、あのう、これは全体にわたる入札の問題で連合審査でも指摘しました。で、その後ですね改めて帰ってデータを見ますと23年度の入札、100万以上の入札の一覧表を見たときに、まあ、例えば測量だとか舗装だとか、特定の仕事以外の、あのう、工事等で本来Bランクが対象になる1千万から4千万の工事が、まあ、数え間違いもあると思いますけれども私が数えたところでは17件ぐらいありましたが、その内実際にBの業者が取ったのは1件か2件、ほかは全部Aが降りてきて仕事を取っています。で、先般のときには、あのう、執行部の方も平成17、18年度の資料は見てらっしゃらなかったみたいですが、平成17、18のときにはBの方も、ええっと4千万から5千万には、Bも2分の1以上入れるとか、1千万から4千万も1千万から2千万と2千万から4千万とに分けて、あのう、もう少しこうできるような形に、あのう、なっておりました。で、それが改善されたために、あのう、改善というか、あのう、改革、あのう、制度が変わったために、特にBクラスの業者さんが減っているじゃないかという指摘はしたわけですが、現にですね、まあ、ちょっと遠くで分かり難いと思いますが、ABCと分けたときに、このいっぱい、Bランクのところがやっぱし事業を止めたり、こう下に落ちたりして、こう要するに勢いがなくなってる姿がはっきりしています。そういう意味でもやはりその見直しをしてやはり災害時だとか、そうしたときに一番現場で頑張っていた方々は大きな業者も当然ですが、このBだとかCだとか、あのう、経営が継、あのう、存続できるような形をやはり入札制度の中にも反映させていくという必要があるのではないかと思います。この点についてその後の研究検討を含めてですね、見解があればお伺いしたいと思います。

●**服部町民課長(服部導士)** 議長、番外。

●**副議長(石橋純二)** はい、服部町民課長。

●**服部町民課長(服部導士)** 生活相談員の方の報酬の件でございますけれども、昨日、あのう、終わりましたから、あのう、いろいろ、あのう、県下の方を一応、まあ、電話ではでございますけれども

もいろいろ確認を、あのう、多方面からしております。まあ、あのう、各団体によりまして、いろいろ取り扱いも違いますけれども、あのう、ほかに補助金で賄っておられたり、負担金を賄っておられたりという面もありますけれども、まあ、やはり、あのう、今の、まあ、意味合いでは報酬という意味合いでございますので、その単価につきましては、あのう、少し、あのう、来年度に向け、向けまして少し検討さしていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 入札のランク付け等の見直し等に、のことでありますけれども、結論的に言えば、あのう、検討したいということでもありますけれども、まあ、あのう、合併当時は県のランク付け、受注の基準分けをしておって進めて、17、18はおったわけですが、その後町独自に切り替えた、そのときの経緯を、まあ、あのう、直接私が、今、居たわけではありませんけども、考えるのに総事業費というものが全体の枠が縮められたということが一つの要因として全体のランクを圧縮して下げて4千万まで下げたというような経緯がどうもあるようでもありますけれども、まあ、その点については今の状況を分析したとこ、もう一度分析し、しまして見直しを図って行きたいというふうに思います。それと、まあ、もう一つは、まあ、県の建設業のあり方委員会等の中でもですね、一つは異業種参入で、その建設業の生き残りといいますか、どう図るかということ、あるいは逆に建設業の役割、先ほど言われましたように、あのう、災害時の重要性あるいは除雪作業の重要性。そのへんを含めて、まあ、あのう、あって、私どもも町村の代表として私出た関係もあって公共事業の一定の確保というものを県の方にもお願いするような形で、発言をさせていただいたわけですが、まあ、そういう意味でもう既に26者だと思えますけども、そういうところがやっていける形に、スムーズにいけるように検討していきたいというふうに思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●副議長(石橋純二) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、最初の生活、あのう、相談員の問題については、まあ、見直しもかけていくということでございますが、あのう、具体的にこれの財源というのはどういうふうになっておるのか、あのう、ということと。もう一点最初に言いましたように、私から見ればこれは同和対策事業、地域改善事業の継続になっているというように思うんですが、事業そのものはもう無くなったわけなんで、で残事業も止めなさいと。それから例えば、まあ、余談ですけども同和教育というのも止めて人権教育に変わった。そういうようになっているにも関わらず、それを明確に事業として存続するということなのか、そのことも含めての見直しなのか。要するに一般、例えば民生委員さんにそういう形でお願いするとか、社会福祉相談員だとか、要するに一般、一般施策に移行すべきなんです。見直しをかけて、だから廃止したとこもたくさんあるんです。その中でもうちは絶対続けて行くぞという形で行くのかどうかというところの見解をお伺いしたいと思います。で、入札の問題では、あのう、先般の教育民生の常任委員会では、あのう、岩手県の、あのう、津波災害の現地のところずっと見て回りましたけれども、あのう、啓開というんですかね、あのう、なんて、開く、開くっていう字ですけど、あのう、災害現場で、ザーっと瓦礫ができたときに、それをダーっと、とにかく道を広げて、あのう、急、緊急車両とかが通れるようにザーと、あのう、広げていく仕、仕事を啓開とかいうんですけど、やっぱりその啓開っていうことをバーンとやったのはやっぱり地元の、その、その場その場の業者さんがザーとやって繋いでいったわけですね。それでその人命救助っていうことで行ったわけですが、そういう意味では一定数のやっ

ぱりこれだけ広い町ですから、あのう、そういうところでは、やっぱし、BとかCとかもきちんとやっていけるような形を確保していくような施策を是非とってほしいなというふうに思います。最初の点もう一度だけ答弁お願いします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●副議長(石橋純二) はい、服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) はい、生活相談員の、あのう、事業につきましては、あのう、県の事業を使用しておりまして4分の3の補助をいただいております。まあ、あのう、基準額がございますけれども4分の3の、あのう、財源をいただいております残り是一般財源でございます。それと一般財、一般事業への移行へという、あのう、ご意見でございますけれども、確におっしゃるように法が、あのう、無くなってからですね、多くの団、全国的にはですね、あのう、一般事業に移行しておるケースもまああろうかとも思いますけれども、県内の方でもまだ、あのう、半分以上が、まあ、12、3団体ですけれども、こうして、あのう、継続して、あのう、こういう、あのう、事業を打ち出していच्छいます。まあ、あのう、県内の状況をですね、あのう、まあ、率先的にはなかなか難しいんで、あのう、県内の状況を見ながらですね、あのう、いろいろ相談をしながら、あのう、徐々に、あのう、そちらの方へ、まあ、あのう、将来的には移行できればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●副議長(石橋純二) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 県の事業で4分の3が裏打ちされて4分の1が一般財源という説明ですけれども、同じ二人で、まあ、今現在の金額がどうか分かりませんが、今同じ二人で邑南町は84万、川本町は39万6千円。4分の3の裏打ちでっていうことでいいよと、ちょっとおかしい形になるので現実には、じゃあ4分の3の金額はいくら出ているんでしょうか。で、それと80万との差を具体的に教えてください。で、もう一つはやっぱしそのみんながやって、ほかの自治体もみんながやってるから一緒に様子を見ながら行くというのも、それは確かに大事なことの一面ではあります。しかしやはりその自治の原則から言えば、うちの町でするっていう考えがないとやっぱりいけないと思いますし、あのう、逆に言うと半分近くはもう止めてるわけです。だし、この事業が終わった時点でも速やかに残事業を終了して事業を終了することというふうになってるわけなんで、それを続けてね、終わってからもう10年以上経っているのに続けていくっていうことは、やっぱりそれはおかしいんじゃないかと。そういうズルズルズルをやっぱり続けなくて、きちっとして行くことこそ、ほんとにその同和差別をほんとに無くしていく本来の道なんだというように私は思うので再度その点もお伺いします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●副議長(石橋純二) はい、服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) まず最初の、あのう、県の、あのう、補助金でございますけれども、県の補助金は54万出ております。それから、あのう、2点目の、あのう、やはり一般事業への移行というお話です、ございますけれども、まあ、あのう、なかなか難しい問題でもございますので少し勉強させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●副議長(石橋純二) はい、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) はい、無いようですので、議案第72号の質疑を終わります。続きまして、議

案第73号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) はい、無いようでございますので、議案第73号の質疑を終わります。続きまして、議案第74号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) はい、無いようですので、議案第74号の質疑を終わります。続きまして、議案第75号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) はい、無いようでございますので、議案第75号の質疑を終わります。続きまして、議案第76号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) 無いようですので、議案第76号の質疑を終わります。続きまして、議案第77号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) はい、無いようですので、議案第77号の質疑を終わります。続きまして、第、議案第78号に対する質疑を、質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) はい、無いようですので、議案第78号の質疑を終わります。続きまして、議案第79号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) はい、無いようでございますので、議案第79号の質疑を終わります。続きまして、議案第80号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) はい、無いようですので、議案第80号の質疑を終わります。続きまして、議案第81号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 副議長(石橋純二) 無いようですので、議案第81号の質疑を終わります。続きまして、議案第82号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) 無いようですので、議案第82号の質疑を終わります。続きまして、議案第83号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●辰田議員(辰田直久) 7番。

●副議長(石橋純二) はい、辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) 議案第83号 邑南町健康センター基金条例の制定について質問をいたします。まあ、今回この条例制定が議案として取り上げられ、そして補正予算の方でも、その基金の元になります金額が示されておるわけでございます。それは安佐南区の土地売り払い収入、6千316万5千円。これがその基金として6千316万6千円というものが基金に積み立てるという案ではないかと思うように察するわけでございます。まあ、そこでこの売り払い収入、そして基金に積みまれようとする金額が、そっくりそのままであるということは何、何某かの関連といえますか、考えがあるのだと思いますが、その点についての根拠をお知らせ、あのう、教えていただきたいと思えます。それと、まあ、この基金というものの大きな建築物、まあ、いこいの村の基金等もございしますが、まあ、その中で、まあ、修繕等にはまだ新しい施設でもございますので早急に、そういった意味合いでの、あのう、基金が必要かどうかというところもありますが、まあ、積んでおけば確かに今後のためになるということも理解されるわけですが、まあ、こういった土地の売却方針が決まり、その計画があつてからの条例制定というか基金条例を積もうという考えになったのか、元々そういった良い財源が確保されればそういったものにしようという考えがあつたのかという点。そして、まあ、その点からお伺いをさして次の質問にさしていただきたいと思えます。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) まず、あのう、補正予算で全くの同額が上がっているという部分でありますけれども、まあ、これは、まあ、予算の組む段階で特定の財源があつた場合には必ず、まあ、その充当先を確定をする必要があるわけですが、まあ、交付税あるいは町税等については、元々一般財源という考え方で充当先というものはありませんけれども、それ以外の、まあ、国庫補助金以下、それぞれの分担金等につきましても、それぞれ充当先というのを決定するわけでありまして、今回の土地の売り払い収入というものの充当先を、そのまま基金への充当先として、あのう、行っておりますので全くの同額、ただ千円以下の端数がありますので、まあ、千円部分の違いはありますけれども、そうした形で同額を計上さしていただいているという状況であります。そしてこの基金の設置の考え方でありまして、まあ、元々この広島市の土地の売却につきましては基本的には、まあ、あのう、合併時に普通財産として町の方に、を新町の方に持ち込まれた土地でありまして、その後も邑南町となつてからも、その土地を活用して何かを、事業を行うという状況にはこれまで至っておりませんし、まあ、これまでも議会等で、そうした町有で、財産で未使用のものについての処分ということは、まあ、議会でも報告を受けとつたわけでありまして、今回売買の契約ができるということに至つて行つたわけでありまして、この広島市の土地についてこれを売却して、その売却の代金でもって何かの事業をしようという目的があつて売却を行つたものではありません。そういうことで、まあ、全くの、あのう、浮いた財源といえますか、になったわけでありまして、まあ、ただこれまでの邑南町でもやっておりますように、いこいの村が解散と言いますか、指定管理する際に譲与金等については、将来の負担に備えて基金に積んでおいて備えようということで、将来の負担の面を考えての、まあ、ことであつたわけでありまして、まあ、今回もその例に習つて将来の負担に備えるために基金に積んでおくことが一番良いので

はないかという判断したわけであります。これは、まあ、あのう、いこいの村でも香木の森の基金についてもそうでありますけれども、まあ、過去にも例として隣の旭町時代にもそうした大きな運動公園等を作った場合に、将来の維持管理に備えて基金を積んでおくというような方式をとっておられまして、まあ、その点はずっと見ておりましたけども、町でも邑南町でも、これからもそうした大型のものについては、そういうことが対応がとれば良いわけでありますけれども、今なかなかその事業量も、総事業量も抑制しているような中で通常の財源ではなかなかできないということ。それが、まあ、今回はああして土地の売却ができたということで基金の積み立てとさせていただきます。ご理解をいただきたいと思ひます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●副議長(石橋純二) 7番、辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、基金の中、まあ、たくさん基金のある中で、まあ、毎月毎年繰り入れられるもの、そして、まあ、不定期なものもあります。ほいから中には、その収益の中から繰り入れられて行く基金もあるように思ひます。まあ、そんな中でこの土地の売却収入、そして、まあ、元々、瑞穂町時代に、その1億円創生等の基金、あのう、創生事業の1億円等を利用して購入されたような経緯は伺っておるわけでございます。そしてその後、ここの、まあ、賃貸収入と言ひますか、それは邑南町となって国際交流員とか、そういった目的をもったところで使用をされていたというように私が理解をしておりますが、まあ、そういった意味での、まあ、果実と言へばおかしいですが、そういった賃貸収入はそういった形に使われておられましたので、またそういった方面への、また基金等、まあ、まあ、それに関連したものに積もうというような内部での意見は無かったのか。それと、まあ、今後、まあ、元気館ほどの規模は無いにしても交流センター、公民館そして自治会館等の中にも建て替えとか修繕とかが、あのう、起きるものが出てくるように町内全体を見渡しますとありますが、そういったものはそういった意味合いでの基金でなく、その都度のそのときの財源を見つけて対応して行こうという考えでしょうか。その点の確認をさせていただきますと思ひます。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 今の基金の充当先と言ひますか基金の目的で、今健康センターの基金ということで出させていたひておりますけれども、国際交流員という観点でこれまで使用料を使ってきた、だからそちらの方の基金という考えはなかったかということでありますけれども、ただ、あのう、どう言ひますか国際交流員の費用に充てるために土地の売却の、売却、失礼、使用料を充てたというのは後付でありまして、国際交流員をするために貸し付けたわけではありません。ですからその国際交流員のこととはちょっと分離していただきたいと思ひますし、ただ今後のことの、も言われました。ただ当時国際交流員を単独で、町単独でもつということは、一つの施策であり目玉になっていたわけでありますけれども、今はその交流員の部分が、今すべて、ええっと、小学校にもそういう英語教育が入るということで国際交流員の位置付けというのが少し当時とは変わってきております。ですから当時は保育所でありまして公民館でありまして、そういったところに交流員を派遣してという主体のところがあったわけですが、今はその交流員さんとはなくて、あれはALT、ALTとして小学校と中学校とに2名が、という形が、になっておりますので、それはそれでこれまでどおりの中学校と同じように財源は一般財源等で行って行けるという形でありますので、まあ、そのへん元々国際交流員が目的で、土地の貸し付けではなかったということはご理

解いただきたいというふうに思います。それから自治会館等の整備というのは、これから、まあ、何年か先すれば当然出てくるとは思いますけれども、それはその年その年の毎年の財源手当をするのかというところでありますけれども、まあ、これはかなり建物の数等が相当多いと思います。まあ、あのう、自治会によっては公民館を利用することで自治会館をもっていないところもありますし、自治会館がすべてのそのコミュニティの基幹的な場所となっているところもあるわけですが、まあ、その同時にその一斉に建築された年度と同じ期間で2年3年で一斉に建て替えるとか修繕するとかということは、なかなか難しいと思いますけれども、今のところやっているのは単年度で対応できる修繕というのは予算の中で、範囲内でそれぞれの自治会館の修繕は行っております。ただ建て替えるところまできた段階では、やっぱりそれなりの基金対応というものはしないと、それ以外のところの事業費が賄えなくなる。はっきり言えば他の建築事業あるいは土木の関係の事業等が賄えなくなるということから基金活用ということは考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております。以上です。

●辰田議員(辰田直久) はい。

●副議長(石橋純二) はい、辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、私が、まあ、国際交流の話を入れたが、まあ、それにどうこう言うんじゃあなくて、まあ、そういった形の何か目的をもった方面、建物とかばかりでなく、いろんな方面に考える基金は無かったのかという、まあ、意味で、それはまあ、それぞれの考え方もあるんで、それはいいんですが、まあ、あのう、その中で私は、まあ、元気館というもののほんとに邑南町民の施設として各地域から利用されている方もたくさんあるので、まあ、基金を積み立てておくことに反対をするという意味ではないわけですが、まあ、その背景と言いますか、その今の、今回出てくる経緯の中で、まあ、いろいろな、まあ、それは元々のなりえと言いますかそのへんの、あのう、考え方もありますし、いろいろあった中で、そういったニュアンスのものではなくて、あのう、いずれ守っていかなければいけない邑南町の財産であるから、こういうものが必要であるというような説明の仕方で理解を得るように努力をされていれば、そういった私も、また考えるところがあったんですが今回質問させていただいたのは、もう当然で、この元のもとの考え方を、があるからここに基金を積むんではないだろうかというような話もあったわけです。そのへんを、まあ、今後やっぱり基金等が出る中で、まあ、考えいっていかねばいけないことでございますし、今のように他の大規模な建築物、もう耐用年数もそろそろ来るものもありますので、そういったものも同じ目線に上げて考えておく必要があると思いますので、まあ、その点も重ねてお願いをいたしまして、この件についての質問は終わらせていただきたいと思います。

●副議長(石橋純二) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) はい、無いようでございますので、議案第83号の質疑を終わります。続きまして、議案第84号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●副議長(石橋純二) 14番議員、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今回、その日本一の子育て村推進本部設置ということで、まあ、様々な分野にわたって施策を、こう全体的に見て進めて行くということで、あのう、まあ、それだけの強力な意志を町として明らかにするという、いう意味では、あのう、評価していくわけですが、あのう、具体的な問題として例えば、あのう、今子育て、日本一の子育て村のこうパンフレ

ットできてます。で、例えば奨学金の申請をする場合に、あのう、医療福祉関係へ進むと言えば相談は定住に行って、それから資料をもらって保健課へ行って話しをしていくと。それから農業関係だと町がせっかく奨学金を作ったんだけど、その定住へ行って資料をもらって今度は農林振興課へ行くっていう形になっています。それから一般の町の奨学金であと、まあ、教育委員会の方へ行って話しをするという形でそれぞれ具体的な実務は全部そこがもってますから、あのう、こうなるんですけど、そういうのは一つこうワンストップで奨学、あのう、奨、資金、就学資金のことで困ってるんだけど応援してもらえないかって行けば、そこで一応な話がついてそれで出ますよとか、その、まあ、審査会掛けますとかいうことまでオッケーして、この書類出しといてくださいということでもまとめて、あとは実務はその各部署でやるとかっていう、何かもう少しその辺が整理できないと、今はてんでんバラバラでワンストップになってないんですよ。だからそうした問題も具体的に手をつけていってほしいなというふうに思っています。だからそういう形で機能するのかどうか。会議だけしに集まってするというのが本分なのかということです。それから、あのう、せっかく急いで、あのう、規則はどうなるんだっていうことで規則を出していただきました。で、よく分からないのがですね、幹事会の中に保健課が入ってないんですけど、これは特別な理由があって入れないとか、まあ、そういうことがあるのかどうか、ちょっと医療保健部会というのはあるんですが、この保健部会というのはどこが入るのかと思って非常に疑問に思っているんですが、あのう、理由を聞かしてくださいませ。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**副議長(石橋純二)** はい、原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** はい、まず保健課の件に関しましては申しわけありません。あのう、急いで、こぼれまして、漏れておりました。入っております。ぜ、役場全部署を入れるということは、口頭で申しました記述が落ちておりました。申しわけありません。あと、あのう、ワンストップでの普及推進ができないかということで、あのう、まあ、もちろん窓口は定住促進課としてパンフレットなりイメージ図、また、あのう、今年度ガイドブックということで、あのう、これは各家庭じゃなくて資料を、支所とか公民館とかに置いておりますが、これは各施策を一枚毎に、あのう、詳しく記述してありまして、新しい施策が入れば追加できるように、あのう、廃止になれば取れるようにという意味で、そういったバラバラの形態にしたわけですが、どうも、あのう、まだ町民の方に十分浸透してないのかということを今感じまして、これからそういった普及、周知、情報提供というのを改めて強くやって行かなきゃいけないのかと感じております。以上です。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 14番。

●**副議長(石橋純二)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、規則は別にその議会にかけなくてもいいんだけど、ああ忘れてましたっていうようなことで各課を扱うという姿勢がおかしいんですよ。気がついていたら最初から資料間違ってたって言えばいい。今言われるまで分かんないようなことじゃ、ほんと具体的に進めるときにどうなるのっていう話になるんですが。今気がついたんですか。それから、あのう、そのガイドブックほんとに良いやつができてます。あのう、青色のあれで一枚毎入って。で、それを、の奨学金のところを見れば今さっき言ったことになってるということなんです。その奨学金のところを見れば、ああこんな制度、こんな制度、医療、福祉とずっとあるんです。で、お尋ねは言ったら全部各課なんです。だからそこが定住、その推進本部というのができて、そういうこともワンストップでできる方向も視野に入れて検討して行くんですかということを知っているん

で。パンフレット、ガイドブックとかよく見てない、もらってない、浸透してないっていうことじゃあないんですよ。その活用の仕方ということで問題にしているということです。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**副議長(石橋純二)** はい、原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** はい、あのう、この子育て村の構想、施策については、あのう、多岐にわたっておりまして役場内全部署を網羅しております。ただし、あのう、定住促進課としましても窓口ということで、この事業内容については、あのう、一通りの説明ができるよう、あのう、職員も全施策について、あのう、勉強しております。ですので、あのう、一応の問い合わせについては、うちで全部答えられるように体制を整えております。つもりであります。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**副議長(石橋純二)** はい、原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** はい、あのう、受付については、まあ、住民の方に迷惑のかからないよう、うちでできることはするようこれから検討をして、例えばその奨学金の受付等、定住でもできるように体制を整えます。もう一点申しわけありません。あのう、規則の保健課については、あのう、幹事長を定住促進課、それと副幹事長の方に、あのう、福祉課保健課を充てておりますので別表2における幹事はそれを除いた、あのう、役場の部署、課ということで保健課は漏れておりました。当然、福祉課も漏れております。漏れているというか記載しておりません。

●**副議長(石橋純二)** いいですか。ほかにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** 無いようですので、議案第84号の質疑を終わります。続きまして、議案第86号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。85号の、すいません。85号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** 無いようですので、議案第85号の質疑を終わります。続きまして、議案第86号の質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** はい、無いようですので、議案第86号の質疑を終わります。続きまして、議案第87号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

●**大屋議員(大屋光宏)** 1番。

●**副議長(石橋純二)** はい、1番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** ページ27ページ、茅場処理場の千850万についてです。委員会のときから、まあ、以前から指定管理のものについて修繕する場合、あのう、分担金を、あのう、徴収したもののについては、修繕においてもそれなりの負担を求めるべきではないですかという話をしてきましたが、あのう、今回についても、あのう、徴収しなくてもいいっていう明確な返答はいただけてないと思います。で、事業主体が町がやって、町の施設だからっていう考えはありますが、もともと、あのう、事業をやる段階で、どなたが事業主体になるかっていうときに、その便宜上、町がなった。補助金なり借入れなり、あのう、まあ、組合員のこと、あのう、酪農家なり畜産農家のことを考えて、より有利になるように、町がなっただけっていうのが、本音、あのう、本来の姿な

んだと思います。であれば、今回もそれ相応の分担金をもらうべきであると思いますし、あのう、一般的にも、その、まあ、自分たちが補助をもらってやった施設であっても、次に修繕するときに仮に補助金がもらえたとしても、今の時代3分の1程度。だから、まあ、ただ単の修繕、今回のような修繕であれば、規模拡大するわけでもなく、実質として補助金がもらえない可能性もあれば、100%負担か少なくとも3分の2程度の負担、まあ、半分程度負担しても何ら問題はないんだと思いますが。あのう、100%町が修繕して、分担金、まあ、それ相応の負担を今回いただかないというのは、どういう理由でいただか、あのう、徴収しないのかを、お願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●副議長(石橋純二) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三)

●●●● (削除、訂正申し出有り、議会承認) 今回の費用は法定耐用年数が経過しない中で構造

そのものにか、関わる工事でございますので町が責任をもって復旧すべき事項であると考えており

ます。なお、今後の大規模修繕につきましては、その都度検討したいというふうに考えております。

で、指定管理の中では、小規模修繕等については、管理者の方で負担をする。大規模修繕について

は、町の方で負担する場合と協議による場合とが、まあ、あるわけですが、あのう、最近の例では、

あのう、町の方で100%みているというのが実情です。それと条例上は、新設のとき、分担金を

取ることができるというふうになっておりますが、修繕についての規定はございません。どうぞご

理解いただきたいと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●副議長(石橋純二) はい、1番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あもう、明確な答えがいただいてませんと言ったのは、亀谷の、については、前回、建設時に分担金をもらってないからもらえませんかというのが、ほんとの答えだったと思います。今回は建設時に分担金をもらってるもので、もらったらどうですかというのが僕の質問です。で、条例上、まあ、明確な規定がないから、前例っていうのは。そういう議論が、をしたから、したけどいた、あもう、もらわなくてもいいっていう結果じゃなくて、議論をしたこともないし、条例上載ってない、まあ、不備なのかもしれないし、そのそれが、今回もらわないっていう理由じゃあないんだと思います。それで、あもう、元々これは、あもう、建物を建ててよしのっていう、まあ、お金を町が出して建物を建てるとというのが本来の目的じゃあなくて、畜産振興が本来の目的なんだと思います。今の状態で、当初の目的がこの施設達成ができているかどうかっていうのも疑問があるますし、やっぱり町の姿勢としてはもらう努力をする、きちんと相手に対して提案をして。はっきり言って、あもう、過去の分担金が払えてない団体が、新たに求めても厳しいのもわかります。町としたら楽な方向をとれば補助金を、お金を出して建物を直してよしですれば良いんだと思うんですけど、それであれば結果として畜産振興にはならない。今、まあ、ちょっと委員、あもう、全協でも話しましたが、今直さなきゃ施設は潰れるんだと思います、冬に。直しても畜産振興にはならないから、酪農家がだめになるだけだと思います。あもう、やっぱり農業振興という考えであれば、きちんとそれ相応の負担を求める。で、組合員の人達も当初7人なり6軒なり、みんなで作るって言った以上は、やる努力をする。それぞれの事情で、今はあこを使わない人もいるけど、使うことで約束をしたんだから、使う努力をしてもらって、何とかみんなでお金を払ってもらう努力をしてもらうっていうのを、まずは求めるべきであって、それをしないでただ単に直すんであれ

ば、やってもやらなくても意味がないんだと思います。結果は一緒なんだと思ってます。あくまでも農業振興でやる以上は、あのう、もらうことが酪農家なり需要者のためにもなると思います。そのもらう努力をするつもりが有るか無いか教えてください。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ええっとまず、あのう、当初の未納分のお話が出ましたので少しそれ、昨日も、あのう、お話をしましたように現在の稼働率は約30%といったところです。で、新しい処理イメージというのを石見地域の、を昨日説明しておりますが、その中で茅場の位置付けも行っているところでありますし、それから現在、その茅、茅場の具体的な使用方法については、石見地域の酪農家の方と協議中でありまして、あのう、稼働率も現在よりは上げていくということで、あのう、しっかり参加してもらいううふうな協議をしつつあるところです。で、この事業自体はこれも昨日言ったと思いますが、あのう、単に畜産農家のための糞尿の処理というわけではなくて、石見町時代は有機の里をめざしてしっかり農地還元をして耕種農家へ返して行くんだという大きな、まあ、理想があったんだと思います。で、その部分を考えますと単にそれは畜産農家だけが負担するのかなのかという問題も私はあるんだと思います。で、ここ3年来、特に、まあ、耕畜連携を進めております関係で、堆肥の、あのう、糞尿の処理というよりは、堆、良い堆肥をきちっと作ってそれを耕種農家の方で使ってもらおうという、まあ、当初の石見町時代の理想に戻ってですね、しっかり循環型の農業を、に使って行きたいという意味からすれば私は、あのう、一部の方から今回負担金を、分担金をもらわなくても良いのではないかというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●副議長(石橋純二) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、分担金をもらうという努力をまずすれば、例えばあの使い方が十分でない、どうしたら良いかというのは相手方がもう少し考えるんだと思います。で、今は、あのう、実質ほとんど酪農家なり、まあ、利用者が糞尿処理に対して経費を掛けなくて済む、あのう、形になってます。建物も町が建ててもらって実質その管理料だけでそこが使えて、管理料といっても電気とか自分らがどうにかする。普通であれば処分料を払うなりなんなりお金を出してやることでいったら、もう今の状態でも十分負担がないわけです。で、本来であれば町が、もしこれを運営しとれば一定の金額を払ってもらって、そこで管理をして当然修繕の積み立てもして行くようなことを、ぐらいの利用料。それは、いこいの村とかそういうこともそうなんです。で、そういうことも無いまま、次の修繕に対しても負担がいらぬからみんな使いたい放題、やりたい放題。駄目になれば町にやってくれっていうふうに見えても仕方がないんだと思います。で、仕組み上、町は今基幹処理場も町のもの、日和の処理場も町のもの。で、それぞれ当然、修繕なりが必要なときが来るんだと思います。そのときも同じようにやるのかどうするのか。ここでこのままやっちゃえば、みんな使いたい放題使って、だめになりゃあ町に頼めばええわって形なる。で、やっぱり分担金は求めるべきだと思います。で、相手方が払えるかどうかは向こうが考えること。で、払えなければ借入れをして払う方法もあるわけです。いろんな手段もあるし、やっぱり提案しないと向こうも考えない。やっぱり酪農、畜産振興する以上は、今回きちんと分担金を求めるべきだと思いますが、まあ、それ、あのう、まあ、担当課の方針が無ければ仕方無い部分もあるけど、法律上これを求めることができないどうかっていうのが有るか無いかと。法律上求めても問題無いのであれば求めることを検討する考えが有るか無いか、最後2点ほど聞かしてください。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) あのう、今の、ただ今のやりとりのことと少しはずれるかもしれませんが、一つの考え方として、町の一つの形とし、あのう、考え方として、あのう、話をさしていただきたいわけですが、今指定管理している町の建物であるということが一つあります。そしてそれが現在のその状況を見ると、これはもう設計段階でのミス、ミスというか欠陥なのか、基本的な構造の問題なのかという部分を抱えております。この今の現状を見ますと、そうすると本来まだ償、老朽化して償却がすん、済まない段階でこういう状況になっている建物。これに新たな分担金をとるということは、一番当初に参加された方の意志からすると、20年もちますというところで分担金を払って建てたものが、基本的に構造的な欠陥をありながら受け取ったという意志持たれると思います。ですから基本的に、これはこの部分について、そのまだ指定管理をかけている以上、町が責任をもって直さなきゃあならない部分。そのそういう今回の修繕の内容だというふうに思っております。ですから老朽化が進んで償却も終わってもう建て替えなければならない。そのときには、また新たな分担金をいただきたいということは当然必要だと思いますけれども、今回の場合は、まだその当初の計画で約束した期間、これだけの期間もちますという期間が、もたなかったわけですので、そのへんは、それにまた新たな分担金を取るということは二重に分担を、金をお願いするという形にも私はなるのではないかなというように思いを持っており、思いを持っておりますというか、そういう判断もあって、今回の予算計上をさしていただいたということで、ご理解を。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) はい、ええっとまあ、将来的には、あのう、これも昨日申しあげました。今は畜産農家側の方で餌の手配から、あのう、使用から、それから糞尿の処理まで全部やっておられます。全国的な流れでは、あのう、餌の方も例えば学校給食で言うと給食センターを作って、そこからこう学校へ配られるようにそんなスタイルで、そこは畜産農家は、もう手を切り離しましょう。と同じように糞尿の処理あるいは堆肥化についても全国的な流れは、もうこれは他人の手に任せると、要するに分業をして行くんだというのが現在の流れです。で、昨日説明させていただいたのは新しい堆肥センター、まあ、構想もあるわけですので、仮にそれが実現すれば、まあ、当然今までのように指定管理で酪農家さんに指定管理するのが正しいのか、あるいは第三者にさせていただいて、使用料という形で、まあ、いわゆるその将来的な修繕料とかも含めて取るべきなのかなというのは今後考えて行く必要があろうかと思いますが、まだ新しい部分ができているわけではありませんので、あのう、現状では、あのう、まあ、現状のまま、そこまでは進みたいなあというふうに思っています。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ええっと法律的には現在、あのう、研究しておりませんので分かりません。検討をというか、あのう、研究ささせていただきます。

●日高勝明議員(日高勝明) 15番。

●副議長(石橋純二) はい、日高勝明議員。

●日高勝明議員(日高勝明) 今、大屋議員から質問のあった27ページの、この千850万、修繕にかかわって昨日いろいろと資料を示して説明をされました中で、ちょっと私が理解できなかった部

分があります。このことについては私はちょうど昨日は町長がいらっしゃいませんでしたので、その場に同席された副町長にお尋ねをしたいと思います。今、今回この千８５０万を投入して、この修繕をしなければならない理由については副町長の今の説明でよく理解できました。ただ昨日話が出された資料をたくさん示して説明された中で、中国環境株式会社の調査報告。２２年度、２３年度に基づく、これに基づく一つの、まあ、事業案のようなものが示されました。巨大な投資を要する事業が書かれております。で、そのときのこの、まあ、坂本課長から聞いた、私の耳で聞いた話で、この千８５０万円と、この中国環境が示した一つの事業案のようなものが、こうあたかもこう連動をしているんだというふうに私に、には聞こえました。で、私は、あのう、ここでそれは私はこの連動というのは無いと思われるし、有る、有るのはおかしいんじゃないかと思うんですが、このことについて同席しておられた副町長から私が今聞いた疑念というか、そういうことについて一つざっと説明をしておいてもらいたい。いわゆるあの中国環境の示した一つの事業案のようなものと、この千８５０万円という今回のこの屋根を修理しようという事業とが、何かその遠いところで、こう結びついているような感じを昨日の話、経過では受けました。以上です。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) あのう、中国環、中国環境が行った、あのう、バイオマスの、このことだと思いますけれども、このことと直接その関連しておるかということですけども、基本的には、あのう、今回の修繕、直接関係するものではありません。ただ将来的に関係する可能性は高いというのは確かにあると思います。そしてこの今７億、８億といった大きな金額の計画を書いておりますけれども、これも、まあ、あのう、課長もなかなかこの表面に、と言いますか皆さん方に報告し難かったんだろと思うところですけども、それは一旦出てしまうと、これが事業化されるものというふうに、もう概念として確定してしまうというのが一つ心配でなかなか公表ということをしなかったのかというふうに思うんですけども、このことについては、これがもう固まったわけではありませんし、ただこれはこういう、あのう、活用方法なり、そういう可能性を求めた場合に、こういう計画が考えられるということでできておりますので、だからこれを元に、また実際の事業をしておられる方、そして議会の皆さんと、いろいろとこう協議をしながら、それではどういう方策で将来的なものと、この畜産の糞尿問題をおくかと、片付けていくかということ、これから協議をし、する。どう言いますか資料だというふうな調査結果ということですので、これ事業計画とは書いてないわけですし、調査結果として報告をいただいたものでありますので、その点の理解はいただきたい。

●日高勝明議員(日高勝明) １５番。

●副議長(石橋純二) はい、１５番、日高勝明議員。

●日高勝明議員(日高勝明) 今、私がちょっと最初に懸念を申しあげたように、この一つのこれは中国環境というものが調査を委託されて示した一つの案であると、まあ、今後、更に新しい案があるのかもしれない。誠に、あのう、今後所管の委員会であるとか、そういう場面で新たな事業を取り組む場合には十分な議論が、こうなされて行く中で一つの成案が出てくるべきものだと思いますから、これは昨日聞いた懸念はなくて今回の千８５０万を投入する修理は、これまで旧石見町時代から取り組んできたものを町として、こう責任を果たさなければならない。既にこの冬が非常に危険であるという状況の中で、この予算が計画、この計画されたという単、まあ、いわば単品でこれは出されているものであるというふうに受け止めたので、今の副町長の答弁を了解しました。

●三上議員(三上徹) 13番。

●副議長(石橋純二) はい、三上徹議員。

●三上議員(三上徹) ええと、まあ、今いろいろこの間から全協で話を聞かしていただいておりますが、まあ、今一番、あのう、問題になるのは先ほどから出ております分担金が、前のが出ていないのが一つと、ほいでもう一つは今、あのう、まだ耐用年数も来ていないのに、あれが、まあ、壊れそうだということですが、それまでの管理をどうしていたのかというのも一つあるわけです。それは町ももちろんあるでしょうけども、今の、あのう、指定管理の中に書いてあるのは管理をするということです、それが傷む管理をするということは書いてないわけ。だからそれは清潔に保ちながら維持管理をするというて書いてあるわけで、ほいでそれが、まあ、できていなかった。できていなかった、それが何年前からそうなって、それどういう、そういう検討をしてきたのかということなんであって、急遽そういうことになったから千850万掛けますよというのは、これは非常におかしいと思う。ほいでさらにさっきの話で、後2年で、まあ、今みたいに耐用年数来るわけですけども、このほいじゃあそれまでの間に直す方法、千850万掛けにゃあ、どっかへコンサルに出したら責任がもてるのは千850万でしたということなんです、ほんとに例えばこのまだまだ今から考えて行くうちに、それは今から何年先をもたすのに千850万掛けるのか。さっきのその日高勝明議員が質問されたように将来構想とリンクしていない。それでこの間の全協では将来こう、こういうことをす、するからこれが役に立つんだと。全然おかしい思うんですよね、話があっち行ったり、こっち行ったり。ほんで今みたいに全体構想が、もう一つ全体構想の中でどうしても将来的にまだ20年ももたしたり、いろんなことをして行くんであればね。それはもちろんそういう直し方もせにゃあいけんでしょう。だけども将来構想言いながら、まだ今から周りのものと、例えば全体の大きなことですので、あのう、畜産農家ばかりじゃあなしにいろんなことを含めて協議せにゃあいけん。今から協議せにゃあいけん言よるんですよね。まあ、それリンクしてない言うだけ良いんだけど。リンクしてなかったら、ほいじゃあ今の千850万は何年もたすために千850万を掛けようとしとるのかということなんで。で、これはただ単に今、今年を崩れんために千850万も出すのか、ねえ。私らもこの間ちょっと現場へ行ってみたけども、まだまだ方法論いっぱいあるんよ。と素人の私で思うんで、それ責任もて言われたら分からんよ。で、去年でも周りをシートで囲んで1年はもたしました。そがあなことならまた今年ももつんじゃあないかもあるんよ。そのぐらいのことであるんならね。そこいらがね、まだまだ協議されてないと思うんよ。ほいで今回でもこの予算をとおしてくれにゃあ議会が悪かったけえ、雪が降って屋根が潰れたらどうするんですか。そがあな問題じゃあ無いと思うんよ。やはり今までどうしとったのかという責任があるわけであって、だから今回のこの千850万を掛ける意味。将来構想のためなのか、そうでなくて今指定管理でせにゃあいけん。ほいじゃあ何年先までを、それをやろうとしとる。それにゃあほんまに千850万いるという根拠を出してください。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、坂本農林課長、振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) まず一点目の建築時の分担金の件であります。これは茅場堆肥処理組合と協議をいたしまして来月より一月2万円づつ、年間で言いますと24万円になりますが、これを何らかの方法で納入しますという確約をいただいております。で、まあ、ちなみに、あのう、現在使っておられる2名についてはすべ、既に完納されておりますので、まあ、どういう方法で工面されるかというのは分かりませんが、まあ、組合として責任をもって支払って行くという

ふうに文書で確約をいただいております。それから２点目の将来構想の件であります、あのう、先ほど副町長が言いましたように、本来私もこれは切り離して考えるべきであろうというふうに思っております。ところが、まあ、あのう、委員会等を開いてみて、しかも全体構想を２か年掛けて委託して、まあ、一応の成果が出ておりますので、当然、まあ、それとのマッチングはどうかという質問が出てまいりました。で、私としても、まあ、ここで全くその話と切り離していいものか、あるいは全体構想も睨みながらやるべきなのかというのは、私も非常に迷ったところでありますが、全くそれは、まあ、無視できんだろうということで、ある程度それもイメージをしながら考えたのが今回の案です。で、じゃあ将来構想ができにゃあどうするんかという面もあろう、あろうと思います。で、将来構想が仮にできなくとも茅場は茅場で稼働率が３割です、そりゃあもちろん上げていく努力をいたします。だから新しい構想が出来ようが出来まいが茅場については稼働率は、あのう、上げて行くように今、あのう、ほかの酪農家さんとも協議をしているところです。それから３番目に管理の問題ですが、ええっと、この管理に瑕疵があるかどうかにつきましては、あのう、我々もいろいろ確認をしておりますが、先ほど副町長が申しましたように設計時の段階で、やはり瑕疵の方がむしろ大きかったんだろうと思います。で、これは、まあ、天井部分でありますので、あのう、酪農家さんが実際に管理しているのは、あのう、糞尿を投入する、機械を動かす、それから出来た堆肥を取り出して運ぶ。まあ、そこの管理が主でありまして、屋根でありますとか天井でありますとかっていうのは通常、あのう、こう使うところでは、作業に直接関係のあるところではありませんので、現在の使用者にその管理瑕疵があったというふうには考えておりません。むしろ建築時にもっと別な方法で、あのトラスが組んであれば耐用年数ももてたのではないかというふうに思いますので、今回は町の責任で直すべきであろうというふうに思います。それから千８５０万円が妥当かどうかという最後の質問であります、これについては実は我々も建築に関しては素人でありますので、まあ、もう少し時間がありますので中身を精査して、あのう、しっかり、あのう、切り詰められる部分があれば切り詰める。そういう検討は今後もして行きたいと思っております。以上です。

●三上議員(三上徹) はい。

●副議長(石橋純二) はい、三上議員。

●三上議員(三上徹) まあ、あのう、初めの分担金のことについては、まあ、いろいろどっこの組合でも最後は組合が引き受けにゃあいけんのので私のところも、まあ、そういう状態のところもあるんで、あのう、非常に気の毒だなと思っております。たださっき言った千８００万を掛ける根拠について、まだまだね、そのさっき私が言いましたように、この冬が越せんからとか、どうでなくね、やっぱりもうちょっと根本的にね、今千８５０万さっき言われるようにね、千８５０万をまだ研究して、下げる研究をするというのも一つあるんですが、そのただここで研究する言うとしても、してもらわんじゃあ困るんでね。まあ、私は千８５０万に対して行ってみる限りでは、まだまだそのやり方はいっぱいあるというふうに私素人を感じたので、まだ協議が足りないと思っております。まあ、今私の言いたいことはそういうことで、まだ言いたい人がおるでしょうから人に譲ります。

●副議長(石橋純二) いいですか。

●三上議員(三上徹) はい。

●副議長(石橋純二) ほかに。

●中村議員(中村昌史) ３番。

●副議長(石橋純二) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 同じく27ページ、同じ問題で質問をいたします。質問と言いますか、まあ、あのう、このことは、ええっと定例会前の常任委員会、それから、あのう、全員協議会でいろいろ議論になりました。で、今日この質疑の場でも今たくさん質疑が出ております。あのう、そういう意味で言うのですね、あのう、今のまま、あのう、今の執行部の出された補正予算案に対して納得がいつているという状況ではない。私はそういうふうに思います。ですから、まあ、これは、あのう、最終日の採決を待たなければ分からないんですが、どうなるか分かりません。否決になるのか修正になるのか可決になるのか分かりませんが、あのう、今のままで例えば仮に可決されたとしても、じゃあ可決しましたよ、じゃあ直ぐ実行しますよというふうなことでは私は納得がいかない。先ほどから、あのう、話が出てましたけど問題はたくさんあるわけです。あのう、分担金の問題もありますし、管理の仕方、それから将来構想との兼ね合い、それから1番議員が質問されたようなその今からの畜産振興のあり方というふうな根本的な問題もあるわけです。そういったことを全部含めてね、この件については、あのう、議会への説明手法と言いますか、これが足りてなかったんではないかというふうな気がしてなりません。で、全員協議会の場になって初めて様々な資料を出していただいたと、本来なら常任委員会でそういったものを出されて常任委員会の中で煮詰めてですね、で、それをもって全員協議会へもってきていただくというふうな流れになるべきところだったんだろうと思うんですが、そういったことがなされてないというところが、あのう、私一番、あのう、こう不信感と言いますか思っておるところです。で、そこでですね、あのう、町長なり副町長なりにお伺いをしたいんですけども、もし仮にですね、これがこの補正予算案がこのまま最終日に可決したとします。可決したとして、今まで常任委員会や全員協議会でいろいろ、まあ、この質疑の場でもいろいろ議論をした、してきたことを、丸で無視をして、通ったんだから直ぐそれじゃあやりましょうというふうなことでは私は納得がいかないんですが、そのへんのですね、あのう、執行部としての考え方、まあ、もし可決されたにしても私は少なくとも常任委員会での、あのう、同意と言いますか納得がいける同意、常任委員会が納得がいけるような議論というものが、議論協議がですね必要なんじゃないかと思いますが、そのへんのことについて副町長、町長なり副町長のお考えをお聞かせください。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●副議長(石橋純二) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、問題を、まあ、もう一回私なりに整理しますと、あのう、この千850万をどうするかという問題。それから将来構想はどうするかという問題。これはもうま、全く今の段階では関連ございません。私はこの千850万なるものをどういうふうに認めてもらうかということだろうというふうに、まあ、思ってます。で、あのう、まあ、あのう、通ったから直ぐに執行ということについては、やはり我々考えていかなきゃあならん。やっぱりいろんな問題をこう言われてますので、そういったことも含めて、まあ、ただありまん時間がありません。冬場までに建設をしなきゃあならんということがありますが、即執行ではなくてやはりご意見いただいたことも含めてですね執行までには、あのう、検討すべきことは検討して行きたいというふうに、まあ、思っております。それと、まあ、あのう、まあ、いわゆる議、執行部と議会の、まあ、いろんな、まあ、やり取り、関係でありますけど、あのう、まあ、常任委員会っていうのが、まあ、それぞれあるわけでして千850万というのも確か常任委員会の数字が出と、出てると思います。そのときに、まあ、あのう、かなりやっぱりそこで、まあ、専門の皆さん方ですから、突っ込んで議論をいただいてですね。そこでかなり、まあ、問題点をあぶり出していただく。そして問題を整理して行

く、一定の方向を常任委員会としてこう出して行くみたいなものがあって、あのう、まあ、全協にまたもう一回っていうことあるんかも知れませんが、まあ、そういつて執行部と常任委員会とのあり方みたいなものも、あのう、我々としては、まあ、若干の、その我々も考えなきゃいけないし、議会も考えていただかなきゃあならんという部分もあるんじゃないかな、まあ、こういうふうに、まあ、思っております。いずれにしても、あのう、まあ、この問題を契機にお互いに基本的には情報を出し合って共有して理論を進めて行くっていうことはほんとに大事なかなあと、まあ、いうふうに、まあ、感じております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●副議長(石橋純二) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) あのう、ええっと常任委員会と、まあ、議会と執行部との関係ということで、あのう、まあ、町長の思いもおっしゃいましたけども、あのう、常任委員会と担当部、部署、課との関係ですね。そこのところが今回は上手くいってなかったんだと思います。あのう、資料の提出の仕方だとかというふうなところが上手くいってなかったんだろうと思います。そのへんについては、まあ、我々の議会の側の常任委員会の進め方にも問題はあるのかも知れませんが、あのう、質疑の場になって産業建設常任委員会の副委員長が担当課のことについて、こう質問をするというふうなことがあっちゃあ本来、まあ、おかしい話に、でありますからね。ですから、まあ、こちらにも問題あったのかも知れませんが、あのう、執行部の側の担当部署でのこの資料の出し方、説明の仕方というふうなものについては、あのう、もう少し丁寧に行っていただきたいというふうに思います。これはお願いです。以上です。

●副議長(石橋純二) よろしいですか。

●中村議員(中村昌史) はい。

●副議長(石橋純二) ほかに質疑はございませんか。

●清水議員(清水優文) 議長。

●副議長(石橋純二) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 6番。ええっと資料では17ページ、旧矢上高校瑞穂分校解体事業費というのが載っております。千850万円ばかり話題になつておりますが、これは今現在誰が利用しとるんですかいね、使用者は。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええと、これは以前、あのう、瑞穂地域の建設業者に平成22年度ですから、平成23年3月31日まで、あのう、倉庫として貸し付けておりましたが、現在は普通財産で使用者はおりません。

●清水議員(清水優文) 議長。

●副議長(石橋純二) 清水議員。

●清水議員(清水優文) 挙手してますんで。これも、あのう、今3番議員が言われましたように、ほとんど議論なしに、ここへきとるわけですね。それで、この必要性が、あのう、解体の必要性がどのようなことで解体が必要なのかと。まあ、危ないことは危ないのだが。教えてください。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええっと経緯を述べますと、ええっと、まず、あのう、これまで、あのう、

普通財産の、あのう、危ないといえますか非常に老朽化したものについては平成22年度まで、あのう、国の交付金がございます、あれによりまして例えば口羽小学校、旧とかですね、あのう、公営住宅の古い物といったもの、かなりの数の物を、あのう、解体してまいりました。これは今までほんとはしたかったんですけども、財源がなかったがために、あのう、どっちかいうと、あのう、一応放置しておいたというものが多くんですけども、たまたまそういう交付金がありましたので、22年度までの間にかなりの物を施工さしていただきました。で、この建物については、あのう、平成26年から平成58年まで、あのう、瑞穂分校の、として使われておりまして、その後放置されておりまして、今も非常に大変な状態になっておりますので、あのう、財源がほしかったんですが、その当時は建設業者に貸しとりましたので、解体ができなかった、でございます。で、今回、あのう、財源が伴ったといえますか、要求をいたしましたら、あのう、一応そういった財源の中に、補正予算の中に入れていただけるということで、今回計上させていただいているということでございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●副議長(石橋純二) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ということは、まあ、危険な物を貸しとったということですね。で、それはそれとして、それで私が言いたいのは、あのう、矢上小学校の解体が進んでいない。どちらが優先順位だったんですかいね。先だったんですか。危険な物を壊していくが、ここは今、人は居らんでしょう。これは倉庫ですけえ。小学校は人が居りますよ。今地震がきたらどがあまりますか。危機管理がなっちゃあおらんのですか。答えてください。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 議長、番外。

●副議長(石橋純二) はい、ええっと企画財政課長。

●沖企画財政課長(沖幹雄) あのう、矢上小学校の問題については、これまでの議会で、あのう、方針といったものが、あのう、説明してあると思いますが、その点については学校教育課長にお願いしたいと思いますけど、私の方からは、あのう、担当。財政担当として、ちょっと説明して、いたします。今回、あのう、矢上高校瑞穂分校解体、まあ、500万計上してございますが、これにつきましては、あのう、もう既に、あのう、見た目でも非常に危険です。耐震とかどうこう言う以前に非常に危険な状態になってまいりました。この何年間に。そういうことで、あのう、計上しております。それから矢上の、あのう、屋体の解体ということにつきましては、まあ、また学校教育課の方からあると思いますが、財政の方から言うと将来的に解体の費用を出すときに、あのう、新しく次ぎのものが決まって起債対象になれば、この解体費用も起債の中を含める可能性がありますので、今回、あのう、補正予算には計上しておりません。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、ええっと田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 矢上小学校の体育館の解体につきましては、6月定例議会の一般質問の答弁の中で、解体する方針でお答えしとると思います。ただし、あのう、解体にあたりましては跡地の利用計画、こういったものを明確にしたうえで予算計上したいということでございまして、学校の方へですね、跡地利用の、まあ、要望ですね、というものを打診しておきました。学校ではPTAと協議がなされまして8月31日付で教育委員会の方へは要望案が出されております。これを受けまして教育委員会の方では来年度以降の予算確保に向けてですね、跡地利用を教育委員会として結論を出しながら予算要求をしまっているように努力してまいりたいと考えております。以上で

ございます。

●副議長(石橋純二) ほかに質疑はございませんか。

●山中議員(山中康樹) 12番。

●副議長(石橋純二) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) 今調べとる、たんですが、あのう、ええっと、農業振興課の、あのう、ページ数ですが、あのう、千850万の件でございますが、これにつきまして私なりにちょっと整理してもらいますと、あのう、町長は今の答弁では議決後には速やかにということでなしに、まあ、いろいろ、まあ、審議とか、まあ、研究とかいう、というような言葉だったと思いますが、基本的には、あのう、町長の考えとしては最終日の議決後に、どのような格好で、あのう、この予算執行というものをされるつもりかをもう一度、あのう、聞きとうございますが。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●副議長(石橋純二) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まず、あのう、執行部の方で、いろいろご意見いただいたことを受けて、その千850万、マックスでありますけども、もう少し押さえられないかということも含めて検討をして、そしてまた議会にもお示しをして、できるだけ、まあ、少なければ少ない方が良いわけですから、そういったところを煮詰めていかなきゃあなんというふうに、まあ、思っております。そして執行ということになろうかと思っております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●副議長(石橋純二) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) まあ、予算というものは、あのう、もちろんご存じのように議会が議決しますと、明くる日から執行ということで、その段階になると執行権がたいへん、まあ、もう強い、強いも弱いもない、あのう、強いわけございまして、議会の議決終了後は、まあ、ほとんどは執行権ということですので、この千850万のマックス以内でということではございますが、それ、後のことについては、まあ、議会と相談すると言いましても議会は議決をした後には否決はできませんので、どの予算を、あのう、止めるということもできませんし、となりますと、まあ、昨日からの、あのう、話、内容ですと、まあ、12月から1月までの、あのう、積雪の対策にしたときには、まあ、約1か月ぐらいいしか余裕が無いというのが担当課長のことでございましたが、その1か月間の間に何をどのように、あのう、示してくるかということが、まあ、常任委員会へ、あのう、示せというような一議員さんの意見もありましたが、執行後には常任委員会だけの問題ではないということで、まあ、全協あたりでこういう結果によってこういうことを執行したいというためには、その議決後の対応の仕方というものが、どういうものを示して、示したいというようなところを、今、あのう、考えの中で聞きたいわけでございますが。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●副議長(石橋純二) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、その千850万のやっぱり中身について、やっぱりしっかり、まあ、見ていただく、でやっぱりこれはちょっとこのへんどうかというところがやっぱりあれば少しそれを検討して行くっていうところで、やっぱり皆さん方には情報提供しなきゃあなん。いろんな、まあ、今意見があるわけですから、でそれをどういう形で議会に、まあ、示して行くかと、ことについては、また、あのう、議会の方とも相談をさしてもらわなきゃあいかんというふうに、まあ、思って、ここでは、いやあ常任委員会にかけるのか全協にかけるのかということについては、私か

らはちょっとまだ申しあげられないというふうに、まあ、思っております。何れにしてもお示しはしなきゃあならないということでございます。

●副議長(石橋純二) いいですか。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●副議長(石橋純二) はい、山中議員。

●山中議員(山中康樹) だいたい、あのう、思いは分かりましたが、基本的には議決後は執行部が強いというのはまず一番の中で、まあ、その相談といおうか計画というものを示したいということでございますが、となりますとそれを、まあ、これは執行部の思いですが執行前にもう一度、あのう、その小さい、まあ、ええっと内容につきまして全協を開かれるかどうか。一般的には議決後は、専決若しくは入札でやられますので、あのう、議会は開く必要は無いわけですが、このたびの事案につきまして是否決後でも全協を開くか開かないかと私は、あつ可決後は、あのう、開くか開かないという思いがございしますが、それについては、町長のお考えはどうでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●副議長(石橋純二) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、議会側にも様々やっぱり考え方がございましょうし、まあ、議運の委員長さんあたりとも相談をさしていただきながらですね、どういう場が良いのか、ここへ、ここで私は敢えてちょっと申しあげ難いわけでありまして。

●副議長(石橋純二) いいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) はい、無いようでございますので、議案第87号の質疑を終わります。続きまして、議案第88号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) 無いようでございますので、議案第88号の質疑を終わります。続きまして、議案第89号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) 無いようでございますので、議案第89号の質疑を終わります。続きまして、議案第90号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) 無いようですので、議案第90号の質疑を終わります。続きまして、議案第91号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) 無いようですので、議案第91号の質疑を終わります。続きまして、議案第92号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あ

らかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

- 副議長(石橋純二) 無いようですので、議案第92号の質疑を終わります。続きまして、議案第93号に対する質疑をおこ、質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 副議長(石橋純二) 無いようですので、議案第93号の質疑を終わります。以上で、議案第71号から議案第93号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

- 副議長(石橋純二) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。たいへんご苦労さまでございました。

—— 午前11時4分 散会 ——